

令和2年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、高齢者虐待防止法第25条に基づき、本県における令和2年度の高齢者虐待の状況等について取りまとめたので、公表します。

概要は次のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待者数
34件	10件	9人

○「虐待を受けたと判断された件数」の内訳

【種別ごとの被虐待者数】※複数回答

「身体的虐待」が9人、「心理的虐待」が3人でした。

【虐待があった施設の種別】

「特別養護老人ホーム」が4件、「介護老人保健施設」が1件、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が1件、「有料老人ホーム」が3件、「通所介護事業所」が1件でした。

【虐待を行った者の状況】

虐待を行った者は「介護職」が11人、「管理職」が2人、「施設長」が1人でした。

○虐待への対応

市町村において、施設に対して調査を実施して事実の確認を行った上で、施設や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

2 養護者による高齢者虐待

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待者数
307件	176件	177人

○「虐待を受けたと判断された件数」の内訳

【種別ごとの被虐待者数】※複数回答

「身体的虐待」が129人、「心理的虐待」が59人、「介護等放棄」が25人、「経済的虐待」が16人でした。

【被虐待者から見た虐待者との関係】※複数回答

「息子」が76人、次いで「夫」が50人、「娘」が28人でした。

【被虐待者数のうち要介護認定者数】

「要介護認定者」が94人、「要介護認定申請中」が3人でした。

○虐待への対応

市町村において、高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、介護保険サービス等の利用等により、高齢者及び養護者の支援を行いました。

3 県の取組

○高齢者虐待の防止に向けて、県民に対する普及啓発を行うとともに、高齢者虐待への対応を担う市町村や地域包括支援センター職員向けのマニュアルを策定し、研修を実施しています。

○養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束の防止など介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者に対する研修を実施しています。

○介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設の運営や体制等に問題があると認められる場合は、指導・監査を行っています。